

総務常任委員会委員長報告

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の16日、17日に開催いたしました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、総務部長、総務部理事及び関係課長であります。

当委員会が、付託を受けております案件は、条例2件、予算8件、その他1件の合計11件であります。

それでは、順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

議案第7号 栗東市立小柿老人憩の家設置条例を廃止する条例の制定について は、 委員から

委員から「今後は自治ハウスとしての使用であり、修繕は補助対応となるが予定はあるのか。」との質疑に、当局から「昨年12月に屋根を改修したところであり、全面的な改修は当面ないと考えている。覚書を作成し、修繕は自治ハウスの補助での対応となる。」との答弁がありました。討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 栗東市工場等誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について は、 委員から

①特定集積区域40haの環境関連企業等の配置計画はどのようになるのか。

②リース契約の場合の固定資産税に関する奨励措置の交付先と分割交付の方法は。

③新規従業員の地元雇用に関して、雇用実態の調査、報告が必要で

はないのか。

④安全、環境に対する市民の不安がある。規制対象となる法律、条例等はどのようなものがあるのか。

との質疑に、当局から

①後継プランの想定ゾーンに新規企業立地 5 件程度を計画しているが、配置については地元協議の中で決定していく。

②リース契約は、取得価格総額を平準化して年あるいは月単位で賃借人が支払うことから、賃借人を主事業者として対象としている。交付は 3 年間、固定資産税の 2 分の 1 相当額を固定資産台帳を確認して処理する。

③新規従業員については、資料を求めて確認する。地元雇用 30 % については、条例条項を厳守する。その後の関係資料の提出は規定していないが、支給要件に合致しているかはその都度確認する。

④環境法令による届出については、生活環境保全に関する条例、大気汚染防止法、騒音規制法等、特定工場に係る届出義務がある。規定では施設設置工事着手の 60 日前などとなっているが、それ以前から協議されると考える。

との答弁がありました。その他多くの質疑があり、

「企業優遇条例であり、自治体間競争を拡大するものである。リース補助、従業者雇用においてのリスク回避措置が規定されていない。市民不安に対する対応ができていない。」との反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号 契約の締結につき議会の議決を求めるこ

について は、 委員から

「最低制限価格での契約は、労働条件、賃金が守られない。公契約制度の検討を含めて対応はどう考えているのか。」との質疑に、当局から「最低制限価格は予定価格の約 90 %となっており、業者へしわ寄せする価格とはなっていないと考えている。公契約については研究していく。」との答弁がありました。又、委員からの「工期がこの 3 月末であるが、実態と契約が相違しているのではないか。」との質疑に、当局から「国の経済危機対策で採択されたものであり、21 年度事業としての位置づけが必要である。繰越措置をして来年 2 月までの工期としていくものであり、理解いただきたい。」との答弁がありました。

討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 15 号 平成 21 年度栗東市一般会計補正予算（第 7 号）について は、 委員から

- ①一時借入金利子補正についての説明を求める。
- ②コミュニティセンター使用料減額に関して、その理由と使用料が電気代相当としては高いのではないのか。
- ③市税の減額がこの 3 月補正であるが、税収はいつごろ把握できるのか。歳出削減が難しい中で、早く補正をして対応すべきではないのか。

の質疑に、当局から

- ①一時借入金利子は、年間を通じて土地開発公社へ 41 億 5 千万円を貸し付けており、その資金運用に対する利息の支払いである。

②コミュニティセンター使用料については、登録団体の減少と小会議室への移行が原因であるが、地域利用の方向に向かっていると考えている。電気代相当額だけではなく、施設管理全体では多くの費用がかかっている。

③税収は、12月ごろにしか確かな把握ができないので、この時期の補正となる。当初予算でも十分配慮しているが、年度途中では歳入関係を把握して、歳出の翌年度への振替等で対応している。との答弁がありました。

その他多くの質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第16号 平成21年度栗東市土地取得特別会計補正予算（第1号）について は

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成21年度大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について は

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成22年度栗東市一般会計予算について は、 委員から

たぶんかきょうせい
①多文化共生のまちづくり推進事業委託の詳細について

②土地開発公社負担金について、市の未払金残高はいくらか。

③同報系防災行政無線保守点検委託料は多額ではないのか。

④ひだまりの家管理運営経費の就労安定推進員賃金の効果と資格はどうか。ディサービス事業について、対象者と社会福祉協議会が運営している他の施設との連携はどうか。

⑤行政改革懇談会の開催予定とメンバー構成はどのようになるのか。

⑥防火水槽は予算化されていないが、消防水利は充足しているのかどうか。

⑦新幹線新駅建設等整備基金及び財政調整基金の残高状況について

⑧都市計画税は目的税であり、使途を市民に分かるようにすべきであると思うがどうか。

との質疑に、当局から

①多文化共生のまちづくり推進事業については、県の緊急雇用創出特別推進事業補助金での事業であり、外国人市民への支援のための講座開催や交流イベント等を国際交流協会に委託するもので、主として賃金である。

②土地開発公社への未払金については、平成20年度決算での残高は約4億6千9百万円、21年9月末現在では約3億7千6百万円である。

③同報系防災行政無線保守点検委託料は6,704千円で、平成21年度と比較して若干の節減となっている。

④就労安定推進員は、就労相談や就労困難者に対してハローワー

クへの取次ぎ等を業務にしているもので、技術資格的なものはない。ディサービス事業については、対象者は市内全域であり、社会福祉協議会で連絡調整会議が開催され、他の同様の施設と連携されている。

⑤行政改革懇談会は年3回の開催予定で、大綱が来年度最終年度であるので、その検証と集中改革プラン、行政評価等への取り込み、整合性を図り、予算に反映していく。メンバーは1年任期で議見^{しきん}4名、公募4名の計8名を予定している。

⑥消防水利は消火栓、防火水槽で充足率を算定しているが、現在75.4%であり、来年度は消火栓の充実で対応していきたい。

⑦基金残高については、新幹線新駅建設等整備基金は平成21年度末で約31億6千7百万円、22年度は当初予算の段階で約23億6千万円となる。財政調整基金は平成21年度末で6,264千円、22年度末もほぼ同様である。

⑧都市計画税は街路、市街地整備等、都市計画事業に充当しているが、予算説明資料や広報等で市民に周知していきたい。

との答弁がありました。

その他多くの質疑があり、「開発行政の積み上げが財政圧迫を起こしていることに対する反省が見られない。同和対策事業は終結か一般施策化すべきであるのにその姿勢が見られない。工場等誘致奨励金は条例にも問題があり、実態との整合性がない。」等を理由としての反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どお

り可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に、議案第23号 平成22年度栗東市土地取得特別会計予算について は、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成22年度大津湖南都市計画事業栗東新都心土地区画整理事業特別会計予算について は、

質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 平成21年度栗東市一般会計補正予算（第8号）について は、 委員から

- ①一時借入金の最高額増額の理由はなにか。
- ②土地開発公社への貸付はいつまで続くのか。

との質疑に、 当局から

- ①新幹線新駅建設等整備基金を一般会計に繰入することにより、当該基金の繰り替え運用ができなくなり、資金運用に一時借入をする必要が生じるため増額するものである。
- ②土地開発公社への貸付は、公社の信用力の回復が大きな問題であり、後継プランでの地域活力の活性化を図り、信用力を上げていく中で早期の解決に努める。

との答弁がありました。

その他多くの質疑があり、「一時借入金が増加していくことにより、財政を見えにくくしている。県が基金をくずしたこともあり、

市では今後危険な財政運用となっていく。市民、議会に明らかにしていく必要がある。」との反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成22年度栗東市一般会計補正予算（第1号）について は、

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。